

令和 7 年度

第 9 回 農業委員会総会 議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第7回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年12月10日（水）午後1時30分～午後2時15分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 15人

農業委員	9人	1番	板槁 利行
		2番	石井 宏
		3番	小沢 伊知郎
		4番	朝倉 一江
		5番	太田 裕士
		6番	山野 孝一
		7番	岡崎 博一
		9番	小川 治夫
会長	10番	石橋 弘嗣	
欠席委員	1人	8番	神澤 晶子

農地利用最適化推進委員	6人	1番	久保田 章
		2番	富田 憲一
		3番	皆川 佳広
		4番	石井 悅史
		5番	大滝 與鷹
		6番	平田 秀行

4. 議事日程

1	議事録署名等委員の指名	
2	会議書記の指名	
3	付託調査班（委員）の指名	
4	議題	
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
	議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件
	議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
	議案第6号 農用地利用集積等促進計画案への意見について	8件
	報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）	2件
	報告第2号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	4件

5. 農業委員会事務局職員

次 長	秀谷 康久
副 主 幹	吹上 裕三
主 任	牧野 有希
主任書記	五木田 将也

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和7年度第9回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、議席8番の委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>それでは、議席4番の委員、議席7番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、牧野主任を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席9番の委員です。</p> <p>農政関係は、第4班で、議席4番の委員、議席7番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p>

	<p>それでは、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第2号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願ひいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和7年11月21日でございます。</p> <p>申請地は曾谷6丁目で、地目は田、面積は525平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和7年11月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町3丁目で、地目は田、面積は60平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の維持を目的に所有権の移転をするものです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査班は第1班に付託しております。

	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席 1 番の委員 議長	<p>はい、議長。</p> <p>はい、議席 1 番の委員。</p>
議席 1 番の委員	<p>現地調査は、令和 7 年 1 月 28 日に農地調査班第 1 班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1) の譲受人は、主に栗や柿を栽培する方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>現況は露地畠となっており、取得後は柑橘類を作付けしていくとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>続きまして、(2) の譲受人は、主に梨を栽培する方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>現況は休耕地となっており、取得後は譲受人が所有する申請地の隣地と併せて耕作していくとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p>
議長	報告は、以上です。
事務局	<p>第 1 班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
議長	はい、議長。
事務局	はい、事務局。
	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

	<p>(1) の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は270日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、(2) の譲受人は、農業経営の維持を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は330日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)について許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(2)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号（2）は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局から、議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。</p> <p>(1) の申請受付日は、令和7年11月21日でございます。</p> <p>申請地は大野町4丁目で、地目は田、面積は509平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸車両置場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席2番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席2番の委員。
議席2番の委員	現地調査は、令和7年11月28日に農地調査班第1班の委員で行いました。

	<p>申請地は、県立市川大野高等学園の東側の概ね200メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、鋼板土留を設置し土砂の流出を防止します。</p> <p>埋め立てはせず、敷地内は整地・転圧後砂利敷きとし、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する個人です。</p> <p>松戸市に本店を置く自動車整備業を営む法人から要望を受け申請されたものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、資力については工事費等を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいない</p>

	<p>ことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和8年1月27日に着工し、完了は令和8年2月28日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から、議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」

	<p>て」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和7年11月25日でございます。</p> <p>申請地は国分6丁目、7丁目の2筆で、地目は田及び畠合計面積は1,597平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては特定建築条件付売買予定地8棟を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席1番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席1番の委員。
議席1番の委員	<p>現地調査は、令和7年11月28日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1) の申請地は、市川市立稻越小学校の南西側の概ね450メートルに位置し、現況は露地畠になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロック及び型枠ブロックを新設し土砂流出を防止します。</p> <p>汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路に新設する側溝に接続し、排水します。</p> <p>また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断</p>

	<p>いたします</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、東京都武蔵野市に本店を置き主に不動産業を営む法人です。</p> <p>車の交通量も少なく、閑静な住宅街であることから住宅用地として適していると考え申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、資力については、工事費等を自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和8年1月10日に着工し、完了は令和8年8月10日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p>

	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第3号につきましてご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」今回の申請は1件でございます。</p> <p>議案書の9ページ、10ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和7年11月21日でございます。</p> <p>申請地は、大野町3丁目で、地目は畠、面積は598平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>地目が農地であることから、雑種地に変更するため申請がなされたものでございます。</p>

	説明は、以上でございます。
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席2番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席2番の委員。
議席2番の委員	<p>現地調査は、令和7年11月28日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、千葉地方法務局市川支局の北西側、概ね200メートルに位置しております。</p> <p>申請地は資材置場として使用されており、昭和46年頃に農地造成の許可申請をしたことで農地転用をしたと勘違いし、昭和56年ごろに資材置場として土地賃貸借契約をして、現在にまで至ったものです。</p> <p>今回、申請者は、地目を「畑」から「雑種地」に変更したいと考え、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班としましては、現況は非農地として認められることから、証明相当と思われます。</p>
	報告は、以上です。
議長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、農地法の規定に基づく許可を要しないことの審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>それではご説明させていただきます。</p> <p>申請地につきましては、農地法所定の許可を得ないま</p>

	<p>20年以上経過していることを、航空写真により確認しました。</p> <p>また、この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分を受けておりません。</p> <p>なお、申請地については、令和7年11月5日に、千葉県東葛飾農業事務所の担当者による現地調査を行い、調査班のご報告どおりの確認がなされております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」について、証明相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は、全会一致で証明相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願に

	<p>について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の 11 ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるため、令和 7 年 10 月 31 日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、宮久保の農地 1 筆で、面積は 1,877 平方メートルです。</p> <p>地目は「畑」で、現況は「樹園地」でございます。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は令和 7 年 2 月 27 日でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第 3 班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 6 番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席 6 番の委員。
議席 6 番の委員	<p>議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和 7 年 11 月 27 日に第 3 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人と妻の 2 名で農業に従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。</p> <p>特例農地の状況ですが、市川市立下貝塚中学校の西側に位置した樹園地 1 筆、面積は 1,877 平方メートルです。いずれも適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p>

	報告は、以上でございます。
議長	第3班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各委員	なし。
議長	「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、全会一致により証明することと、決定いたします。
	次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」ご説明いたします。 議案書の13ページをお願いいたします。 本件は、令和7年1月26日付けで、市川市長より農用地利用集積等促進計画案が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を求めるものでございます。
	説明は、以上でございます。

議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告お願いします。</p>
議席5番の委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、議席5番の委員。</p>
議席5番の委員	<p>議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和7年11月27日に、第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、8件の農用地利用集積等計画案でございます。</p> <p>はじめに1番について、借り手の方は、大野町在住の方です。</p> <p>大野町在住の貸し手の方が所有する農地を賃借するものです。</p> <p>申請地は、市川市立大柏小学校の北西側に位置した畠1筆、現況は「樹園地」でございます。</p> <p>面積は、3,071平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から5年間です。</p> <p>続きまして2番について、借り手の方は、大町在住の方です。</p> <p>大町在住の貸し手の方が所有する農地を賃借するものです。</p> <p>申請地は、市川市動植物園の東側に位置した畠4筆、現況は「樹園地」でございます。</p> <p>面積は、3,218平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から5年間です。</p> <p>続きまして3番について、借り手の方は、江東区在住の方です。</p> <p>大町在住の貸し手の方が所有する農地を賃借するものです。</p> <p>申請地は、市川市動植物園の北東側に位置した畠1筆、現況は「露地畠」でございます。</p> <p>面積は、1,223平方メートルで、設定期間は、許可の</p>

	<p>公告日から 5 年間です。</p> <p>続きまして 4 番について、借り手の方は、大野町在住の方です。</p> <p>曾谷在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、市川市動植物園の南側に位置した田 4 筆、現況は「田」でございます。</p> <p>面積は、1, 646 平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から 5 年間です。</p> <p>続きまして 5 番について、借り手の方は、大野町在住の方です。</p> <p>南大野在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、市川市動植物園の西側に位置した畠 1 筆、現況は「露地畠」でございます。</p> <p>面積は、1, 245 平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から 5 年間です。</p> <p>続きまして 6 番について、借り手の方は、国分在住の方です。</p> <p>北国分在住の貸し手の方が所有する農地を賃借するものです。</p> <p>申請地は、市川市立中国分小学校の北側に位置した畠 1 筆、現況は「露地畠」でございます。</p> <p>面積は、730 平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から 5 年間です。</p> <p>続きまして 7 番について、借り手の方は、北方在住の方です。</p> <p>柏井町在住の貸し手の方が所有する農地を賃借するものです。</p> <p>申請地は、市川市立柏井小学校の北側に位置した畠 5 筆、現況は「露地畠」でございます。</p> <p>面積は、2, 534 平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から 5 年間です。</p> <p>続きまして 8 番について、借り手の方は、大野町在住の方です。</p> <p>須和田在住の貸し手の方が所有する農地を賃借するもの</p>
--	---

	<p>です。</p> <p>申請地は、市川市動植物園の西側に位置した畠1筆、現況は「露地畠」でございます。</p> <p>面積は、3,295平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から5年間です。</p> <p>すべての借り手の経営する農地においては、農家台帳で確認したところ、耕作放棄地もなく、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行っていくことが見込まれます。</p> <p>また、農作業を行う必要がある日数についても農作業に従事することが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、意見を求められた農用地利用集積等促進計画案について、「意見なし」と回答することが妥当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、(1)について、「意見なし」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号(1)は、全会一致により「意見なし」と回答することと、決定いたします。</p>

	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、(2)について、「意見なし」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号(2)は、全会一致により「意見なし」と回答することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、(3)について、「意見なし」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号(3)は、全会一致により「意見なし」と回答することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、(4)について、「意見なし」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号(4)は、全会一致により「意見なし」と回答することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、(5)について、「意見なし」と回答することに、ご</p>

	異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号(5)は、全会一致により「意見なし」と回答することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、(6)について、「意見なし」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号(6)は、全会一致により「意見なし」と回答することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、(7)について、「意見なし」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号(7)は、全会一致により「意見なし」と回答することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、(8)について、「意見なし」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。

議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号(8)は、全会一致により「意見なし」と回答することと、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、事務局より報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において、22件専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の17ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和7年11月5日から11月28日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は 11件、16筆、4,240.38平方メートル、 第5条の届出は 11件、19筆、3,431.00平方メートルで、 第4条と第5条の合計は 22件、35筆、 転用面積は7,671.38平方メートルでございます。 なお、詳細につきましては、 18ページから22ページまでに記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、事務局より報告</p>

	いたします。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。</p> <p>議案書の23ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。</p> <p>令和7年11月5日から令和7年11月12日までの間に申請がありました4件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。</p>
議長	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和7年度第9回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議

長

石 橋 弘 翳

委

員

朝 倉 一 江

委

員

岡 崎 博 一
